

令和3年1月8日

所 内 各 位

流体科学研究所
新型コロナウイルス感染症対策本部長

本学の緊急時における東北大学行動指針 BCP の改訂及びレベル2 への引き上げに伴う流体研の対応について

令和3年1月8日付け総長通知「行動指針 B C P の改訂及びレベル2 への引き上げについて」を受け、前回の令和2年6月19日付文書から対応を変更します。本学行動指針（本学及び流体研HP に最新版掲載予定）レベル2 の記載内容に従う他、主な注意点を以下に示します。

また新型コロナウイルス感染症に関する所内連絡等は引き続き次のメールアドレスへお願いします。

ifs-covid-19@grp.tohoku.ac.jp

今後、さらなるレベル上下も想定されますので、流体研 HP 等から常に最新情報をご確認下さい。

1. 実施期間 1月8日（金）より当分の間

2. 対応内容（BCP項目別）

1) 研究活動

- ・教職員は所内において感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ現場での滞在時間を極力減らす他、自宅での作業を推奨します。

2) 授業等

- ・原則オンラインで実施します。定期試験や学位審査論文等で対面での実施が不可欠と思われる場合のみ、対面で実施可能とします。詳細は各々所属する学部・研究科の指示に従ってください。

3) 出張

- ・ 感染の広がっている地域への出張は、緊急事態宣言の対象の有無に関わらず自粛とします。なお止むを得ず出張を計画する場合は、旅行計画書を原則1週間前までに総務係へ提出するほか、提出前に所内感染症対策本部(上記アドレス)へご相談ください。

4) 学内会議

- ・ 所内の会議は原則オンラインとします。

5) 学生の課外活動

- ・ 原則として禁止します。

6) 学生の旅行

- ・ 感染が広がっている地域については、緊急事態宣言の対象の有無に関わらず自粛とします。

7) 催事・イベント等(本所が開催するもの)

- ・ 原則オンラインのみ許可します。

8) 事務体制

- ・ 職員は引き続き感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、目安として3割程度の在宅勤務及び時差出勤を推奨します。各々の業務の性質に従い対応願います。

3. その他注意事項

- ・ 裁量労働制教員は引き続き、出勤/在宅勤務の別、履歴を「勤務時間の状況の記録」に残してください。
- ・ すべての教職員について、入所の必要な場合は当該の長に事前相談し、リスク管理**を徹底のうえ、その履歴を以下4)の方法で残してください。
- ・ 部外者の入所は原則禁止とします。但し業者による納品検収や宅配便の受け渡し、警備業務と所内清掃業務等は継続します。その他入所が必要な場合は、事前に所内感染症対策本部までご相談下さい。
- ・ 図書室は一部業務を変更します。詳細は担当者より通知します。
※1号館以外の建物の常時施錠を継続とします。
- ・ 実験室を含む居室内においては、通常の3割減程度相当を目安に三つの密を避けることのできる入所計画を作成してください。